

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(公財)大田区スポーツ協会]

[記載日：令和7年3月13日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

| 項目 | 対応状況 |
|--|------|
| 原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。 | |
| (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律を遵守し、団体運営を行っている。 | A |
| (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) | 非該当 |
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき定款を整備しており、それに従って運営を行っている。 | A |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 定款及び規程を整備し、それに基づき理事会、評議員会を整備している。 | A |
| 原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。 | |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 定款で組織の目的を規定するとともに、事業計画、事業報告、予算書、決算書等の公表を行っている。 | A |
| 原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。 | |
| (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 理事会等でコンプライアンス遵守の重要性を伝えていくとともに、東京都スポーツ協会等が開催するコンプライアンスに関する研修等への参加を促していく。 | C |
| (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | B |

| | |
|--|---|
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>東京都及び東京都スポーツ協会主催の「スポーツ・インテグリティ研修」の内容を伝えるとともに、参加の案内を各団体に送付し、受講を促している。</p> | |
| <p>原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</p> | |
| <p>(1) 財務・経理の処理を適切に行い, 公正な会計原則を遵守しているか。</p> | A |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>公認会計士出席のもと行われる決算監査をはじめ、整備している財務規程に則り、公正な会計原則を順守した財務・経理処理を行っている。</p> | |
| <p>(2) 国庫補助金等の利用に関し, 適正な使用のために求められる法令, ガイドライン等を遵守しているか。</p> | A |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>東京都や大田区からの補助金の利用については適正な使用を図っている。 東京都スポーツ協会からの事務の手引きや整備している財務規程に則り、適切な会計処理を行っている。</p> | |
| <p>(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。</p> | A |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>財務規程を整備しており、それに基づき、経理担当、係長等によるチェックを励行する会計処理を行っている。</p> | |
| <p>原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに, 組織運営に係る情報を積極的に開示することにより, 組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p> | |
| <p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。</p> | A |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>情報公開規程を整備しており、それに基づき、「定款」、「評議員・理事・監事等名簿」、「各年度の事業計画書・報告書」、「貸借対照表」等をホームページで公開し、情報開示を行っている。</p> | |
| <p>(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。</p> | A |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>同上</p> | |
| <p>原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合, ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても, その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p> | |
| <p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p> | |
| <p>原則 ■ について</p> | |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> | |